

駐車監視員活動ガイドラインの策定及び公表要領（例規甲）

〔平成26年5月26日〕  
兵警交指例規甲第25号

（概要）

この例規は、確認事務及び確認事務に係る各種制度の運用に関する訓令（平成26年兵庫県警察本部訓令第15号）の規定に基づき、駐車監視員活動ガイドラインの策定及び公表について必要な事項を定めたものである。